

●香川県告示第323号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成24年7月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地		開 設 者
		変 更 前	変 更 後	
平成22年 11月15日	医療法人社団大仁会 大西病院	観音寺市観音寺町甲 678番地1	観音寺市茂西町1丁 目1番41号	医療法人社団大仁 会